

胎内市基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

【地理的条件】

胎内市は、新潟県の北東部に位置し、県都新潟市から40km、東には飯豊連峰が、西には日本海が広がっている。飯豊連峰を源とする母なる川「胎内川」を中心に市域が形成されており、上流部は四季折々の渓谷美に彩られるほか、扇状地には緑の優良農地が、また河口を中心に広がる海岸線は15kmに及び、それと平行して砂丘と松林が広がっている。

胎内川の清流を活用した基幹産業の農業に加え、県北の工業都市としての基盤を確立し、数々の企業製品が誕生している。また、豊かな自然を利用したスキー場、リゾートホテルなどが整った観光都市でもある。

当市の総面積は265.18平方kmで、気候は日本海気候に属するが、日本海に面した海岸地域では、降雪量も少なく生活及び流通機能に大きな支障が出ることはほとんどなく、年間を通して安定した気候の地域である。

【産業集積の状況】

現在の産業構造としては、就業人口（平成22年国勢調査報告）に占める第1次産業の割合が11.1%（全国4.2%）、第2次産業の割合が35.4%（全国25.2%）と全国平均より高く、農業と工業に特化している。工業では、(株)日立産機システム、吉田電材工業(株)、大根田電機(株)などの電気機械器具製造業及び桂川電機(株)、(株)三進製作所、(株)ジェイシーエムなどの生産用機械器具製造業と(株)クラレ、水澤化学工業(株)などの化学工業が従業員数、製造品出荷額ともに多く、その他では、JX日鉱日石開発(株)（原油・天然ガス鉱業）、新潟マルイ(株)（自動車部品製造業）、(株)リード（研磨材・同製品製造業）など多彩な企業が集積している。

また、食料品関連産業の生産工場としては、(株)栗山米菓ファクトリー中条工場（米菓製造業）、新潟製粉(株)（製粉業）、(株)小国製麺（めん類製造業）、(株)増子（野菜漬物製造業）、日本海エコーレーション(株)（清涼飲料製造業）などもある。

【インフラの整備状況】

交通インフラの整備状況等においては、平成14年10月に開通した日本海東北自動車道中条I.Cを中心として、東に国道7号線、西に国道113号線が平行しており、その3つを一本で結ぶ県道中条インター線がアクセス道として整備されており、首都圏、関西圏、東北圏とのアクセスが確保されている。また、当市から新潟東港へは、約30分、新潟空港へは、約40分と国内はもとより国際的な玄関口とのアクセスも短時間で行える環境にある。

さらに地域内においては、大区画（総面積94.5ha、工場用地面積76.0ha）で既に造成済みの「新潟中条中核工業団地」（事業主体：独立行政法人中小企業基盤整備機構、新潟県）があり、中でも鴻の巣地区においては、胎内川の伏流水を活用し、豊富で良質な工業用水が低価格（20円/m³）で給水可能となっている。

(目指す産業集積の概要について)

① 食料品関連産業

当市の中央部には胎内川が縦断しており、水田を主とした平坦地と海岸近くには広大な砂丘地を利用した砂丘畑となっている。このような地域特性を活かして、平坦地では、水稻を主体に麦、大豆を生産し、砂丘地については、花き、大根、ねぎ、人参、ぶどう、葉たばこ等生産している。中山間地域では、広大な果物畑があり四季折々の果物を栽培している。さらに、地元で生産された麦等と胎内川の地下水を利用した飲料水も生産している。

また、日本で初めて米粉専用工場が建設されたことから、当市は米粉発祥の地であるとも言われ、米粉の普及に力を入れている。

そうした当市における食料品関連産業の事業所数は、全製造業69件のうち2番目に多い12件(17.4%)で、従業員の占める割合も11.2%と電気機械器具製造業、化学工業に次ぎ3番目に多い雇用を創出している。

食の安全・安心が叫ばれる中、当市の良質で豊富な農産物を利用できる企業を積極的に誘致し、食料品関連産業を集積することにより、地産地消を進め、地域の雇用創出や農業との連携を図ることで、地域の活力が向上することを目指す。

② 先端型加工組立・基幹部品関連産業

当市には、(株)日立産機システムを中核企業とする産業用電気機械器具製造業や(株)クラレ、水澤化学工業(株)などを中核企業とする化学工業が集積している。そのため、本計画においては、これらの従来から集積してきた「電気機械器具製造関連産業」、「化学工業」の更なる集積拡大や技術の高度化を促進するとともに、集積業種における技術革新や他業種との連携等による新たな事業分野への展開の可能性を踏まえ、「生産用機械器具製造業」(特殊産業用機械製造業、半導体製造装置製造業)、「はん用機械器具製造業」(一般産業用機械・装置製造業等)、「輸送用機械器具製造業」(自動車・同附属部品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業等)などの加工組立型産業及びその基幹部品となる電子部品・デバイスを生産する「電気機械器具製造業」(発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業等)の集積も図る。本計画においては、上記産業群を「先端型加工組立・基幹部品関連産業」と区分し、新規立地の促進を図るとともに既存立地企業の活性化を目指していくものとする。

③ グリーン・イノベーション関連産業

平成24年7月1日に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が施行されたことにより、太陽光発電・風力などの再生可能エネルギー関連産業の普及・拡大が見込まれている。

現在、当市の地域内においてもメガソーラー施設や風力発電施設の事業計画が進行中である。これらの施設を中心としたスマートコミュニティの形成に関連する企業やその設備及び部品の製造を行う企業などを集積し、従来から集積してきた「電気機械器具製造関連産業」、「化学工業」などの企業との連携を図ることで既存立地企業の新たな事業分野への展開を促進し、地域産業が活性化することを目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現 状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	406億円	427億円	5.2%

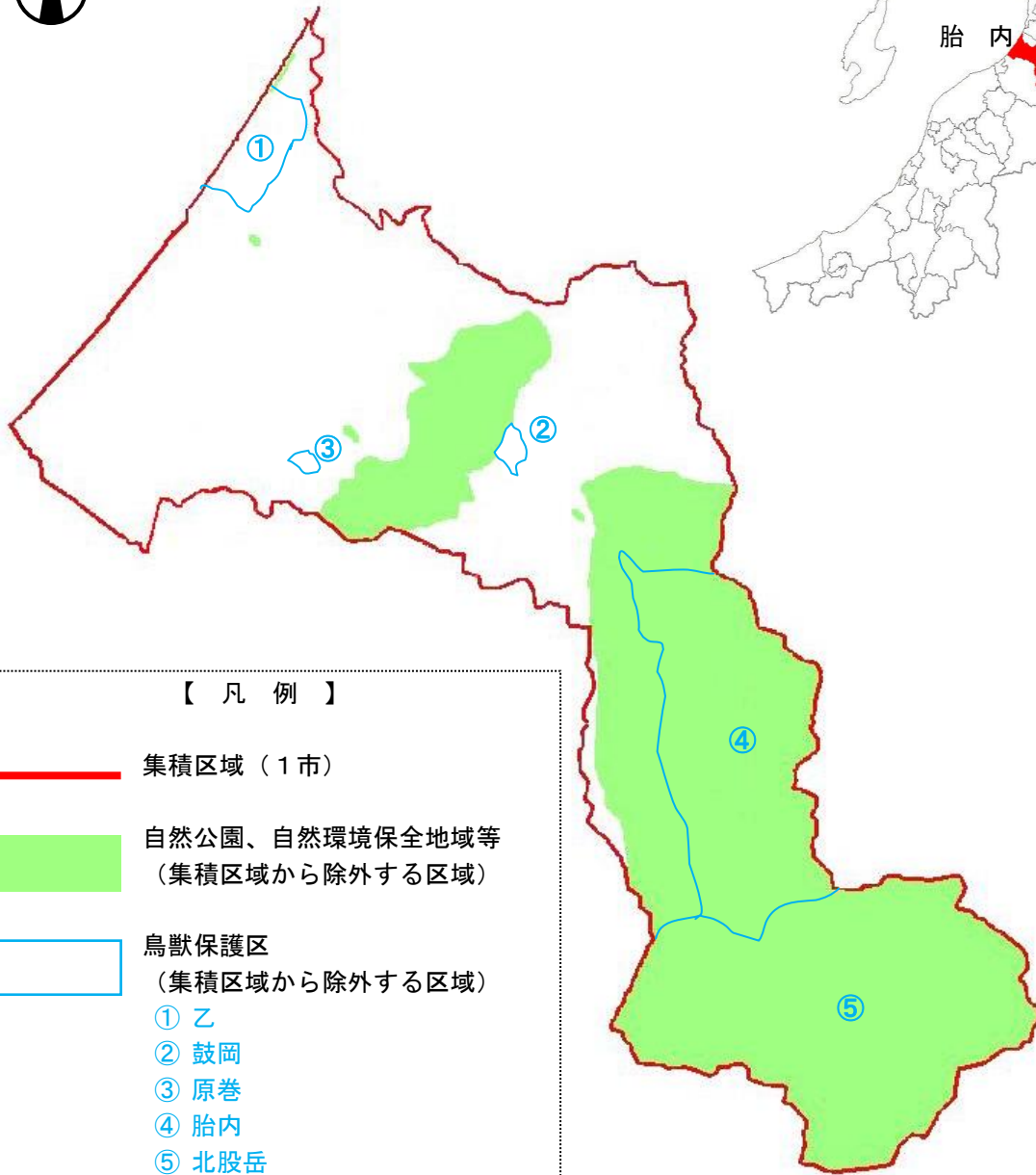
(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(産業用共用施設の整備等)					
①工業用水道給水量増加整備 (胎内市)					
②新たな産業インフラの整備 (新潟県、民間事業者、胎内市)					→
(人材育成・確保支援)					
①実践技術者の養成・教育 (職業訓練) (新潟職業能力開発短期大学校)					→
②技能者の養成・教育 (職業訓練) (新潟県立新潟テクノスクール)					→
③採用前人材育成訓練 (新潟県立新潟テクノスクール)					→
④各分野別人材育成研修プログラム (中小企業大学校三条校)					→
⑤雇用促進奨励金の交付 (胎内市)					→
⑥高度IT人材育成研修 ((財) にいがた産業創造機構)					→
(技術支援・研究開発支援)					
①創業・経営革新支援 (新潟県、(財) にいがた産業創造機構)					→
②経営改善支援 (新潟県、(財) にいがた産業創造機構)					→
③市場拡大・事業化支援 (新潟県、(財) にいがた産業創造機構)					→
④産学官連携支援 (新潟県、(財) にいがた産業創造機構、胎内市)					→




胎内市地域 産業集積区域図 ①



新潟県全域図



【 凡 例 】

-  集積区域（1市）
-  自然公園、自然環境保全地域等
（集積区域から除外する区域）
-  鳥獣保護区
（集積区域から除外する区域）

詳細については、別添の集積区域図で示すものとする。

設定する区域は、平成24年4月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区 域)

以下の3地点（総面積68.1ha）を特に重点的に企業立地を図るべき区域とする。

（区域図は別紙参照）

〔胎内市〕

【新潟中条中核工業団地】

〈鴻ノ巣地区〉

胎内市清水 9-7、9-106、9-107、9-109、9-111、
9-112、9-113、9-114、9-115、9-117、
9-118、9-119、9-120、9-123、9-124、
9-125、9-126、9-127、9-141、9-142、
9-143、9-144、9-145、9-148、9-149、
9-150、9-152、9-153、9-154、9-155

【黒川南工業団地】

胎内市黒川字道上 50-1、51、52、53、54-1、54-2、54-3、55、
56、57、58-12、69-1、69-2、73-1、74-1、
75-1、76-1、77-4、78-1、78-3、90、
91、96-7、96-16

【坂井工業団地】

胎内市坂井字中沢 627-1、2632-36、2632-46、2632-47、
2632-48、2632-55、2632-56、2632-57

設定する区域は、平成24年1月31日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施する区域)

工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は、新潟中条中核工業団地（鴻ノ巣地区）、黒川南工業団地、坂井工業団地とする。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

本計画において集積を図ろうとする業種では、高い成長が期待できる企業が多く、新たな工場立地や設備投資、生産能力の拡張などのため大規模用地を必要とするケースが極めて高い。

しかし、本計画において工場立地法の特例措置を適用する企業立地重点促進区域は、工業団地特例制度の適用外の区域であり、現行の工場立地法に基づく緑地面積を確保するには立地企業が新たに工場緑地を設定する必要があり、大幅な企業負担が発生することに加え、産

業用地の有効活用ができないことから、新たな企業が進出を断念するケースや、既存企業においては、敷地内での生産設備の増強や施設の拡張ができず、需要増に対応できないなどのケースが想定される。

この特例措置を実施することにより、既存の企業では、現在、工場緑地に設定している場所でも生産設備の増強や施設の拡張が可能となり、新たな用地を求めることなく現状の敷地内で増産等が可能となる。また、新規立地企業や大規模用地を必要とする企業は、工場緑地の設置を縮減できることから、工場用地の効率的な活用が進み、企業立地重点促進区域へのより一層の集積促進を図ることが可能となる。その他、増設立地や計画対象外業種なども含め、立地件数で10件、製造品出荷額等で20億円の増額、新規雇用創出で200人の増加などの効果が期待できる。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

（業種名又は産業名）

① 食料品関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業（ただし、102 酒類製造業、105 たばこ製造業、及び
106 飼料・有機質肥料製造業を除く）

44 道路貨物運送業

② 先端型加工組立・基幹部品関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

11 繊維工業

16 化学工業（ただし、161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、166 医薬品製造業及び167
化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業を除く）

18 プラスチック製品製造業

24 金属製品製造業

25 はん用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

31 輸送用機械器具製造業（ただし、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）

44 道路貨物運送業

③ グリーン・イノベーション関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

- 11 繊維工業
- 16 化学工業 (ただし、161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、166 医薬品製造業及び 167 化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業を除く)
- 18 プラスチック製品製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 44 道路貨物運送業

(2) (1) の業種を指定した理由

① 食料品関連産業

当市の中心を流れる胎内川沿いには広大な農地があり、そこでは多くの農産物が生産されている。近年の消費者の食に関する安全・安心志向の高まりを受けて、生産者の顔が見え、かつ安全・安心高品質な農産物を提供するとともに、地域の消費者ニーズを的確に捉える必要がある。そうした中、既存企業の中でも地元産の農産物を使用した食料品を製造する企業も出てきており、地元農業の活性化及び更なる生産施設の拡大なども期待できる。

また、新潟県では39% (カロリーベース) と先進国の中でも最低水準にある日本の食料自給率の向上と食料安全保障のため、小麦粉消費量の10% (50万トン) 以上を国内で自給可能な米粉に置き換える、にいがた発「R10プロジェクト」を推進している。米粉の普及は、食料自給率の向上だけでなく、小麦輸入に係るCO2排出量の削減、耕作放棄地の解消、安定的な農業経営の構築などの多くの効果が期待できる。新潟県は米粉用米の生産量で全国第1位であり、平成23年度には用途別に適する米粉の品質の指標を策定したほか、大手食品メーカーと連携した米粉ビジネスの創出等、米粉の食文化定着に向けた様々な取組を進めている。

当市は、日本で初めて米粉専用工場が建設されたことから、米粉発祥の地であるとも言われ、米粉の普及に力を入れている。当市では、米粉用加工用米の生産計画を策定して推進するとともに、農林水産省の交付金制度を活用して米粉及び米粉を原料とした米粉製品を生産する企業が集積しつつあることから、さらなる集積と需要拡大について積極的に支援していく。

② 先端型加工組立・基幹部品関連産業

先端型加工組立・基幹部品関連産業は、平成21年12月に新潟県で策定した新潟県「夢おこし」政策プランにおいても企業誘致の中心となる重点対象分野（平成17年2月策定の新潟県企業誘致戦略重点3分野：医療・福祉機器関連分野、先端型加工組立・基幹部品関連分野、食品・バイオ関連分野）の中でも設備投資動向の活発な分野として、特に積極的に企業誘致活動に取り組んでいる。

この分野は、大きく分けると先端型加工組立（生産用機械器具製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、業務用機械器具製造業）と基幹部品関連（化学工業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業）に二分される。この二分野を同地域内に集積することで、基幹部品関連製造業の製品や技術を先端型加工組立製造業へジャストインタイムで提供することができる。これにより生産効率も上がり、当集積地区における産業の活性化が見込まれる。

当市に集積されていない電子部品・デバイス製造業については、半導体を中心に海外有力メーカーとの厳しい競争にさらされているが、半導体等電子部品があらゆる製品に多用される中で世界の電子部品・デバイス・電子回路市場は総じて拡大することが見込まれ、関連産業である情報通信機械器具、業務用機械器具についても更なる拡大が期待できることから、集積を図っていく。

輸送用機械器具製造業の自動車産業や航空機産業は、最終製品に至るまでの部品点数が多いことから波及効果も高い。当市においても部品製造業の分野で一定の集積があり、経済産業省における産学官連携による研究開発支援に対する受託研究開発事業を活用し、研究開発に取り組む企業もある。また、鉄道車両産業については、既存企業の持っている技術の応用等により同分野への進出も想定されることなどから、集積を図っていく。

なお、当市には、「先端型加工組立・基幹部品関連産業」の集積基盤となりうる条件が以下のように整っている。

ア. 既に化学、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、電気機械器具の5業種では、一定の集積がされている。

イ. 豊富で良質な工業用水を利用し、電子部品・デバイス・電子回路製造業を新たに集積するとともに、既存の産業（化学、プラスチック製品、金属製品）の更なる集積や高度化を図ることで基幹部品関連産業の集積を促進できる。

ウ. 大規模用地を必要とする先端型加工組立分野に対し、堅固な地盤で整備された大規模用地を提供できる。

③ グリーン・イノベーション関連産業

グリーン・イノベーションの根幹となる環境・資源・エネルギーの革新的な技術等の研究開発は、今後、日本国内に限らず全世界的にも普及・発展が望まれている。特に我が国においては、東日本大震災の教訓から早急なエネルギー施策の再構築が必要な状況となっており、平成24年7月1日には、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」

が施行され、太陽光発電・風力などの再生可能エネルギー関連産業の普及・拡大が見込まれている。

そうした中で、現在、当市の地域内においてもメガソーラー施設や風力発電施設の事業計画が進行中である。

環境・資源・エネルギーの革新的な技術開発・研究には、上記②に記載した「先端型加工組立・基幹部品関連産業」の企業が多く関連しており、これらの企業の応用技術や製品・部品が、この分野の技術開発や研究を支えている。

今後、更に「先端型加工組立・基幹部品関連産業」の企業が環境・資源・エネルギー関連の事業に取り組むことで、新たな展開と更なる事業拡大が見込まれるため、「グリーン・イノベーション関連産業」の企業活動に対しても積極的に支援していきたい。

以上のことから、「食料品関連産業」「先端型加工組立・基幹部品関連産業」「グリーン・イノベーション関連産業」を当市の指定集積業種とした。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規企業立地件数	15件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	45億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	200人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

①工業用水道給水量の増加整備（胎内市）

重点促進区域の1つに指定する「新潟中条中核工業団地（鴻ノ巣地区）」は、現在、工業用水を日量7,000m³、20円/m³で給水することができる。大規模な企業立地による大量使用に際しては、給水量を増加するためのインフラ設備等を速やかに実現するよう関係機関と協力しながら対応する。

②新たな産業インフラの整備（新潟県、民間事業者、胎内市）

スマートグリッドや蓄電池等を活用し、安定的に再生可能エネルギーを供給することを可能にする設備や共用の水リサイクル施設等の資源の活用等に資する新たな産業インフラの整備を推進する。

（人材の育成・確保に関する事項）

①実践技術者の養成・教育（職業訓練）（新潟職業能力開発短期大学校）

産業界が求める高度な知識と技能・技術を兼ね備え自らものづくりができる実践技術者

を育成するための専門課程（2年制）の教育訓練を実施する。

②技能者の養成・教育（職業訓練）（新潟県立新潟テクノスクール）

機械、電気、自動車整備、溶接などの分野で職業訓練を行い、産業界に求められる若年技能者を養成している。特に、基幹部品加工に必要な技能・技術を習得するため、NC工作機械や3次元CADなどを取り入れ高度な技術を身につけるとともに、手仕上げによる精密加工を行うコースを実施している。また、企業からのニーズに応じたオーダーメイド型在職者訓練を実施するなど企業の人材育成も支援している。

今後とも当機関において継続的に人材育成支援を行っていく。

③採用前人材育成訓練（新潟県立新潟テクノスクール）

進出企業が新たに社員を採用するにあたって、採用したい人材を選考し、働くために必要な知識・スキルを習得する職業訓練を自社で実施し、訓練を通じて本人の能力や適正を見極めたのちに正式採用する制度があり、この制度を活用して企業の求める人材の育成・確保を図る。

④各分野別人材育成研修プログラム（中小企業大学校三条校）

・経営管理者養成コース

組織の中核的存在となる経営管理者に求められるマネジメントの実践手法や本人の資質の向上などについて、体系的かつ総合的に習得するための育成プログラム。

・工場管理者養成コース

工場の管理・運営についての幅広い知識とその応用力を習得するために演習や課題研究を交えた実践的な研修を通じて、顧客の求める品質、原価、納期を満たすための効率的な工場管理とその運営ポイントを理解し、実践力ある工場管理者を育成するためのプログラム。

以上のような各分野別の多種多様なプログラムを活用して人材の育成を図る。

⑤雇用促進奨励金の交付（胎内市）

胎内市企業設置促進条例に基づき、奨励企業に指定された企業が市民従業者を新設10人・増設5人・移設3人以上、新たに雇用した場合、1人につき10万円（総額500万円限度）を奨励金として1企業につき1回限り交付する。

⑥高度IT人材育成研修（新潟県、(財)にいがた産業創造機構）

ITスキル標準、組込みスキル標準に対応したスキルとキャリアを明確にして、レベル感を明らかにしながら、ソフトウェア開発の上流工程を担える高度な開発設計技術を有する技術リーダークラスの人材育成を目指す。

（技術支援等に関する事項）

①創業・経営革新支援（新潟県、(財)にいがた産業創造機構）

新規性の高い技術や商品、サービスをもとに県内で創業しようとする個人又はグループに対し、創業時に必要な経費の一部を助成する「新規創業サポート助成金」や新技術・新商品の事業化に必要な各種調査事業に必要な経費の一部を助成する「新技術・新商品事業化調査助成金」、高付加価値型製品の開発などに取り組む企業の開発に必要な経費の一部を助成する「高付加価値化サポート助成金」等で支援を行う。

②経営改善支援（新潟県、(財)にいがた産業創造機構）

経営基盤強化のために必要な設備の貸与及び貸付制度の活用や高い技術力を秘めながら、資金調達力の不足により研究開発の遂行ができない企業のために高度技術研究開発資金の借入れに対して、無担保の債務保証を行う債務保証事業により、その活動を促進し、地域産業の先端技術・高度技術化を図る。

③市場拡大・事業化支援（新潟県、(財)にいがた産業創造機構）

新商品開発、新事業展開に取り組む企業に対して、企画・開発・販売の各段階におけるマーケティング活動の支援を行うとともに、取引の斡旋、ビジネスマッチング、大規模見本市等を通じて企業間の新規取引を促進し、企業間取引の連携推進を図る。

④産学官連携支援（新潟県、(財)にいがた産業創造機構、胎内市）

新たな産業創出が有望な案件に関しては、国等が公募する補助事業や委託事業を導入し、共同研究体制の構築や申請手続きを支援するなど企業ニーズに対応し、管理団体として事業の実施などを通じて、企業と県内大学等の研究機関による共同研究への取り組みをサポートする。

⑤技術相談・指導（新潟県農業総合研究所食品研究センター）

機能性食品や新規食品の研究開発、穀類などの高付加価値化などの面において、これまで蓄積してきた技術・ノウハウを生かし、企業への業務担当者による技術相談、施設を利用した実地指導や現場指導、問題解決のための試験研究、研修受け入れによる技術者育成の支援を行う。

⑥試験研究機器の貸し出し（新潟県農業総合研究所食品研究センター）

開かれた研究機関として、研究交流棟に開放研究室を設置し、民間企業等に貸し出し、研究に必要な食品製造装置や食品分析機器を貸し出すことにより、より安全、安心、健康、機能性のある製品・技術開発の支援を行う。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

事業環境を整えるための周辺インフラや住環境の整備については、平成19年9月末に国土交通省より示された高速道路ICの間隔を将来的に欧米並みの約5kmまで短縮するという方針に基づき、日本海東北自動車道中条IC～荒川胎内ICの間地点にETC専用で整備費用が安い簡易型IC（バスストップを利用したスマートIC）を設置すべく、要望・調整中である。設置要望箇所は、重点促進区域の一つに指定した新潟中条中核工業団地の鴻ノ巣地区と笹口浜地区を結ぶ県道笹口浜中条線が既に整備されており、アクセス道としての機能を備えている。

スマートICが設置されることで、重点促進区域へのアクセスが更に良くなり、その利便性を活かすことで、周辺に工場や商業施設を誘致し、地域の活性化を図る。

これについては、現在、要望・調整中であることから当初の目標達成スケジュールには記載せず、基本計画の変更で対応する予定である。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後は、企業ごとで定める事業継続計画に留まらず、産業インフラに係る防災・減災情報の共有、サプライチェーンの可視化、物流ルートの多重化が図られるように行政機関や各種関係団体等も含めた地域一体の事業継続計画の策定を

検討していく。

企業誘致については、以下の内容で活動を強化し、新規企業立地を促進したい。

①「新潟中条中核工業団地企業誘致促進協議会」による活動

- ・指定集積業種に対する設備投資アンケート調査（定期的に3,000社づつ）を行い企業の投資動向を調査する。
- ・アンケート調査の結果に基づき、企業訪問（目標300社）活動を行う。

②企業立地ガイド等の作成及びPR（新潟県、胎内市、(独)中小企業基盤整備機構）

新潟県では「にいがた企業立地ガイド」を作成し、当市を含めた県内工業団地のPRを行うなど、本県の企業誘致に対する積極的な姿勢をアピールするとともに、当市独自のパンフレットやホームページにより最新情報を企業に発信する。

③企業誘致に係る優遇措置（新潟県、胎内市）

- ・新潟県優遇措置制度

新潟県が指定する産業立地促進地域内への立地企業に対する不動産取得税の課税免除と事業税の不均一課税及び今計画における同意集積地域への立地企業に対する事業税・不動産取得税の課税免除措置により胎内市の企業誘致を支援する。

- ・胎内市優遇措置制度

胎内市企業設置促進条例に基づき、企業誘致の促進と市内企業の育成のため、下記の奨励措置を講ずることより、産業の集積と振興及び雇用の促進を図る。

優遇措置指定対象企業（奨励企業）

指定対象	工場	物の製造、加工又は修理を行う施設
	事務所	物の販売及びサービス業、運輸、通信、倉庫、梱包、建設業等
規模	土地・建物(付属設備)及び償却資産の取得価格が2,300万円を超え、常用雇用者の増加人数がそれぞれ、新設5名、増設・移設3名以上	

1. 固定資産税の課税免除

期間	5年	新潟中条中核工業団地及び市営工業団地に立地した企業
	3年	上記以外の市内に立地した企業

2. 用地取得助成金

助成額	用地取得費の15%以内の額、限度額1億円（5年間の分割交付） ※ 市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり （大規模取得対応）	
対象区域	・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）	
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業	
	その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの	

交付要件	1. 用地取得面積が7,000㎡以上 2. 当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上 3. 当該用地取得後、3年以内に事業を開始 4. 事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間他に転売しない
------	---

3. 用地賃貸借助成金

助成額	賃貸借した用地の固定資産相当額を5年間
対象区域	・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの
交付要件	1. 対象区域に立地するための土地賃貸借契約を締結 2. 賃貸借契約後、3年以内に事業を開始

4. 雇用促進奨励金

奨励金額	新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り
交付要件	1. 市内在住の新規雇用者数 新設10名以上、増設5名以上、移設3名以上 2. 奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日の間に雇用し、1年以上継続

5. 工業用水道使用料助成金

助成額	基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間
対象区域	新潟中条中核工業団地（鴻の巣地区）
交付要件	50m ³ /日以上以上の工業用水道の供給を受けていること

④企業誘致委員会・立地企業懇談会（新潟県、胎内市、（独）中小企業基盤整備機構）

企業誘致及び立地の推進を図るため、関係行政機関及び市内企業の知識経験者をもって組織し、企業に対する支援策や企業誘致の方向性等について意見交換や検討を行っていく。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(1) 環境保全への配慮

産業集積の形成及び活性化を図るに当たっては、新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定した新潟県環境基本計画に基づき、本県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、事業者は次のように事業特性や環境特性に配慮する必要がある。

① 企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、胎内市と県が緊密な連携を図りながら、大気・水質等の排出抑制や騒音・振動の発生防止等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、集積区域の産業活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともに、併せてエネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。

なお、新潟中条中核工業団地及び市営工業団地へ新たに立地する企業に対しては、当市と環境整備にかかわる確認書を取り交わし、事業活動に伴って発生する公害等の防止対策に取り組むよう求める。

② 集積区域住民に対しては、必要に応じて環境保全について住民説明会やシンポジウムの他、工場内の視察受け入れを行うなど、企業に対する十分な理解を図っていく。

また、企業立地にあたっては、国が定める環境関係法令の遵守し、環境保全に努め、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、企業の事業活動に伴い生じうる環境保全上の問題を未然に解決できるように取り組み、地域社会との調和を図っていく。

(2) 安全な住民生活の保全への配慮

胎内市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「胎内市安全・安心なまちづくり条例」、「胎内市暴力団排除条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取り組みを推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、当該条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

- ・ 防犯設備の整備
犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等
- ・ 防犯に配慮した施設の整備・管理
植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等
- ・ 従業員に対する防犯指導
法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等
- ・ 地域における防犯活動への協力
地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力
- ・ 交通安全施設の整備
 - ①交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等
 - ②交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

- ・ 不法就労の防止
外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等
- ・ 地域住民との協議
企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等
- ・ 警察への連絡体制の整備
犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

この他、基本計画を通じた産業集積の形成及び活性化にあたっては、国や新潟県、胎内市で定める次の計画との調和を保持することはもとより、農林漁業の健全な発展と調和の確保に十分配慮し、実施していくものとする。

- ① 国土形成計画
- ② 都市計画（都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に既定する基本方針及び基本計画
- ④ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成29年度末日までとする。